3.4.　（略）	3.4.　（略）
3.5.　扉の開閉（制御）方法	3.5.　扉の開閉（制御）方法
3.5.1.　扉の開閉は、運転者席で操作できる構造（以下「自動式」という。）とし、前車室の後扉及び後車室の扉付近には開閉の予告ブザーその他の装置を備えること。	3.5.1.　扉の開閉は、運転者席で操作できる構造（以下「自動式」という。）とし、前車室の後扉及び後車室扉付近には開閉の予告ブザーを備えること。
（削除）	3.5.2.　前車室の後扉及び後車室扉付近には、ブザーが鳴ると扉が自動開閉する旨の表示をすること。
3.6.　扉非常開放装置	3.6.　扉非常開閉コック
自動式の扉付近には、車内外から手動で開閉することができる扉非常開放装置を備え、かつ、非常の際に旅客が扉を開放するための方法を表示すること。	自動式の扉付近には、車内外から手動で開閉することができる扉非常開閉コックを備えること。
3.7.　前車室内の安全確認装置	3.7.　前車室内の安全確認装置
	運転者席付近には、運転者が前車室の乗客の状況を確認できる後写鏡（有効寸法130㎜以上×280㎜以上の平面鏡）又はモニター装置を車室内に備えること。この場合において、後写鏡は前部窓上部付近に備えること。
3.7.1.　運転者が運転者席において前車室内の旅客の状況を確認することができる3.7.1.1.又は3.7.1.2.に掲げる後写鏡を車室の前部窓上部付近に備え、又はモニター装置を運転者席付近に備えること。	（新設）
3.7.1.1.　平面鏡にあっては、有効寸法130㎜以上×280㎜以上とする。	（新設）
3.7.1.2.　凸面鏡にあっては、有効寸法155㎜以上×300㎜以上、曲率半径1000㎜以上とする。	（新設）
3.8.・3.9.　（略）	3.8.・3.9.　（略）
3.10.　後車室内の安全確認装置等	3.10.　後車室内の安全確認装置等
3.10.1.　運転者席付近には、運転者が後車室内の旅客の状況を確認できるモニター装置を備えること。この場合において、運転者が直接又は車室内に備える後写鏡を用いて確認できる範囲は、当該モニター装置によって確認できなくてもよい。	3.10.1.　運転者席付近には、運転者が後車室内の乗客の状況を確認できるモニター装置を備えること。この場合において、運転者が直接又は車室内に備える後写鏡を用いて確認できる範囲は、当該モニター装置によって確認できなくてもよい。
3.10.2.　運転者席付近には、運転者が後車室の旅客に注意事項等を通報できるマイク等の装置を備えること。	3.10.2.　運転者席付近には、運転者が後車室の乗客に注意事項等を通報できるマイク等の装置を備えること。
3.10.3.　後車室には、旅客が運転者に非常事態等を通報できる装置（警報ブザー、ベルその他の通報装置）を使いやすい位置に備え、かつ、当該装置の付近にその使用方法を表示すること。	3.10.3.　後車室には、乗客が運転者に非常事態等を通報できる装置（警報ブザー、ベル等）を使いやすい位置に備え、かつ、当該装置の付近にその使用方法を表示すること。
3.11.　前車室の後扉付近の旅客を運転者が確認する装置	3.11.　前車室の後扉の踏段上の乗客を運転者が確認する装置
前車室の後扉付近の旅客を運転者が確認できるよう、次の直接確認方式の装置及び間接確認方式の装置を備えること。	前車室の後扉の踏段上の乗客を運転者が確認できるよう、次の直接確認方式の装置及び間接確認方式の装置を備えること。
3.11.1.　直接確認方式の装置	3.11.1.　直接確認方式の装置
3.11.1.1.　前部左窓上部付近の車室内に後写鏡（有効寸法130㎜以上×280㎜以上の平面鏡）を、後扉上部の車室内に後写鏡（有効寸法280㎜φ以上、曲率半径1000㎜以上の凸面鏡）をそれぞれ備えること。また、後写鏡に代えて後扉付近の旅客を確認することができるモニター装置を運転者席付近に備えることができる。	3.11.1.1.　前部左窓上部付近の車室内に後写鏡（有効寸法130㎜以上×280㎜以上の平面鏡）を、後扉上部の車室内に後写鏡（有効寸法約280㎜φ、曲率1000㎜Ｒの凸面鏡）をそれぞれ備える、又は運転者席付近にモニター装置を備えること。
3.11.1.2.　前車室の後扉の乗降口の天井に20Ｗ以上の蛍光灯又はこれと同等以上の明るさの灯火を備えること。	3.11.1.2.　乗降口の天井に20Ｗ以上の蛍光灯又はこれと同等以上の明るさの灯火を備えること。